

総務教育常任委員会資料

(令和5年9月20日)

陳情5年政策戦略第26号

(インターネット公開版)

鳥 取 県 議 会

陳 情 文 書 表

議 会 資 料

陳情（新規）・総務教育常任委員会

受理番号及び 受 理 年 月 日	所 管	件 名	議決結果
5年－26 (R5.9.15)	政 策 戦 略	地方財政の充実・強化を求める陳情	
▶陳情事項 鳥取県議会から政府及び国会に対し、次の事項の実現を求める意見書を提出すること。 1 社会保障の維持・確保、人への投資も含めた地域活性化、デジタル化、脱炭素化、防災・減災、物価高騰対策、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視し、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。 2 とりわけ、今後一層求められる子育て対策、また地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫することから、地方単独事業分も含め、十分な社会保障経費の拡充をはかること。特に、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取組を十分に支える財政措置を講じること。 3 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への財源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。 4 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、5類移行後におけるワクチン接種体制や保健所も含めた医療提供体制について、自治体での混乱が生じることのないよう、十分な財政措置やより速やかな情報提供などを行うこと。 5 「まち・ひと・しごと創生事業費」の1兆円については、新たに「地方創生推進費」として令和5年度も確保されているが、持続可能な地域社会の維持・発展に向けて、より恒久的な財源とすること。 6 会計年度任用職員制度の運用については、令和6年度から可能となる勤勉手当の支給も含め、今後も当該職員の処遇改善や雇用確保が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、その財政需要を十分に満たすこと。 7 特別交付税の配分に当たり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。 8 デジタル化における自治体業務システムの標準化については、引き続き「地域デジタル社会推進費」に相当する財源を確保するなど、十分な財源を保障すること。特に戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加については、自治体において相当な業務負荷が予想されることから、現場における意見を十分に勘案しながら、必要な経費を国の責任において確保すること。 9 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める自治体への譲与額を増大させるよう、人口による配分を3割とする現行の譲与基準を見直すこと。 10 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。			

▶陳情理由

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う、医療・介護など社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、デジタル化、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる役割が求められている。

しかし、現実には地域公共サービスを担う人員は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また多発する大規模災害への対策も迫られている。これらに対応する地方財政について、政府は「経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2021」において、令和3年度の地方一般財源水準を令和6年度まで確保するとしているが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されている。

このため、令和6年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすよう、上記の事項の実現を求める。

▶提出者

自治労鳥取県本部
鳥取県職員連合労働組合

現 状 と 県 の 取 組 状 況

執行部提出参考資料

政策戦略本部（財政課）

【現 状】

〔令和 6 年度地方財政収支に係る総務省概算要求〕

- ・地方の一般財源総額について、令和 5 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する方針の下での要求となっている。
※対前年度+0.6兆円（R 5 地財計画：65.1兆円→R 6 仮試算：65.7兆円、+1.0%）
※交付団体ベースでも+0.6兆円（+1.0%）
- ・地方税及び地方譲与税は、対前年度+0.7兆円の46.2兆円。
- ・内閣府が公表した各種指標（国名目 GDP +2.5%等）を踏まえた地方税等の試算の結果、財源不足が1.8兆円と R 5 に引き続き縮小（△0.2兆円）し、折半対象財源不足額は生じない見込みであり、臨時財政対策債の縮小につながっている。
- ・その結果、臨財債を含めた実質的な交付税は、△0.1兆円（交付税+0.2兆円、臨財債△0.3兆円）となっている。
- ・臨時費目については、前年度同額が要求されている。
※地域社会再生事業費（0.4兆円）、地域デジタル社会推進費（0.3兆円）、地方創生推進費（1.0兆円）
- ・会計年度任用職員に対する勤勉手当の支給に要する経費として、0.2兆円が新たに見込まれている。

〔特別交付税の減額措置〕

- ・特別交付税に関する省令第四条第一項第三号ホ等に基づき、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対する特別交付税の減額措置が行われている。（※なお、本県では諸手当等の支給水準が国の基準を超えていないため、減額措置は行われていない。）

〔戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の追加〕

- ・行政のデジタル化の推進に当たり、氏名の振り仮名を一意的ものに特定し公証するため、戸籍・住民票・マイナンバーカード等に「氏名の振り仮名」を追加するマイナンバー法等の一部改正法が令和 5 年 6 月 9 日に公布され、公布から 2 年以内（マイナンバーカードへの記載は 3 年以内）に施行される。

〔森林環境譲与税に係る譲与基準〕

- ・総額の50%を私有人工林面積、20%を林業従事者数、30%を人口により、それぞれ按分して譲与することとされている。その結果、森林が極めて少ない自治体にも、人口が多いために多額の譲与税が配分されている。（R 4 譲与税：①横浜市、②浜松市、③大阪市など）

【県の取組状況】

一般財源総額及び地方交付税総額の確保や地域社会再生事業費の算定等を通じた財源調整機能の適切な発揮などについて、令和 5 年 6 月 27 日に総務大臣への要望を行うとともに、7 月 25 日の全国知事会議の場でも求めたところであるが、今後も、不透明な国際情勢と経済・社会の混乱、人口減少、少子高齢化、地域の疲弊、度重なる自然災害への対応など、引き続き必要な財政需要が見込まれることから、年末の地方財政対策に向けて、全国知事会等とも連携して強く働きかけていく。